

COPY

第1号様式（第20条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

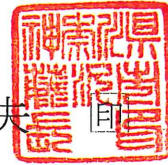
2021年（令和 3年） 6月21日

住 所 神奈川県厚木市水引一丁目4番6号

氏 名 株式会社アオイ
代表取締役 篠田 陽子

藤沢市長

鈴木 恒 夫



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許 可 番 号	藤沢市許可第 1 号 78
許 可 の 年 月 日	2020年（令和 2年） 4月 1日
許 可 の 有 効 年 月 日	2022年（令和 4年） 3月31日
事 業 の 範 囲	一般廃棄物（ごみ）の収集運搬 積替・保管を除く
許 可 の 条 件	裏面許可条件のとおり

なお、この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、藤沢市長に対して審査請求をする事ができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます（ただし、この場合にあっても処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することはできません。）。

なお、上記の審査請求を行った場合には、処分の取消しを求める訴えは、その審査請求にかかる決定（裁決）の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。